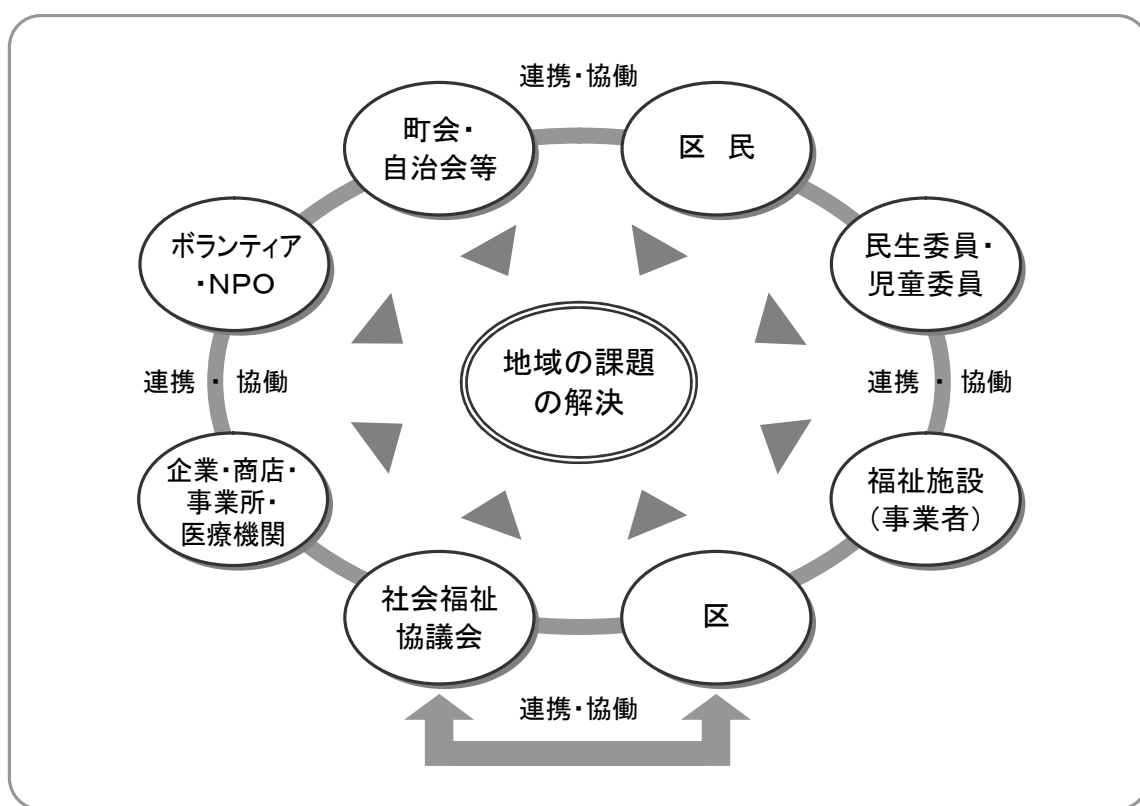


# 第4章

## 計画の推進主体

# 1. 協働による計画の推進

地域に暮らす人々のニーズが多様化・複雑化する中、そうした課題に対応し、地域福祉を推進していくためには、区民、町会・自治会等、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）、企業・商店・事業所・医療機関、社会福祉協議会、区それぞれが、地域福祉の重要な担い手であることを認識するとともに、その役割を果たしながら、互いに連携・協働していくことが重要です。



## 2. 各主体の役割

---

### (1) 区民

地域の主役は、その地域に暮らす区民一人ひとりです。

地域の一員として、自分の暮らすまちに関心を持ち、少しずつ地域に目をむけて、日ごろから声をかけあう、見守りあう、地域の行事や活動に参加するなど、身近にできることから暮らしやすい地域づくりを心がけていくことが期待されます。

### (2) 町会・自治会等

町会・自治会や老人クラブ、PTA等の地縁に基づく組織は、もともと区民に近い存在であり、地域活動の基盤となる組織です。区民の地域生活を支える活動を推進するとともに、支援が必要な人の情報や地域の課題を把握し、専門機関や区等と連携して必要なサービス・支援・活動につなげていくことが期待されます。

### (3) ボランティア・NPO

ボランティア・NPOには、地域の課題解決に主体的に取り組む担い手として、活動内容を充実していくとともに、地域住民や地域のさまざまな活動者・活動団体、関係機関、社会福祉協議会、区等と連携・協働し、地域福祉活動を主体的に実践・推進していくことが期待されます。

### (4) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域福祉の推進役として、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な支援を行う地域のボランティアです。地域の身近な相談役、地域住民と区をはじめとする地域の関係機関・団体との橋渡し役や、住民同士の支えあい・助けあい活動の核として活動を推進していくことが期待されます。

## **(5) 福祉施設（事業者）**

子ども、障害者、高齢者等と直接かかわり、支援を行う地域の福祉施設（事業者）には、専門性を活かして、利用者の立場に立った質の高いサービス提供を推進することとあわせて、地域に必要な新たなサービスを創出すること、地域住民や地域のさまざまな活動者・活動団体、関係機関、社会福祉協議会や区等と連携・協働しながら地域福祉活動を推進していくことなどが期待されます。

## **(6) 企業・商店・事業所・医療機関**

企業・商店・事業所・医療機関には、普段の仕事を通じて地域の住民とかかわる中で気づいた地域の課題を専門機関や区等につなげることや、課題の解決にむけてできることに取り組むことなどが期待されます。

また、地域の一員として企業の社会的責任（CSR）を果たし、有するノウハウや人材を活かした活動を推進していくことが期待されます。

## **(7) 社会福祉協議会**

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織され、活動することを大きな特徴とする組織です。

そのため、区民の地域福祉に対する関心や意識を高め、住民主体の活動を促進するとともに、地域のニーズや課題を明らかにし、地域住民、地域団体等、福祉施設（事業者）などの参加・協力のもと、その解決にむけた住民同士の助けあい活動やサービス事業を企画・開発し、実施するなどにより、地域福祉を推進していく役割が求められます。

また、本計画を区と共に推進し、その推進を通じて、区民、町会・自治会、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）、企業・商店・事業所・医療機関、区などの間を調整し、ネットワーク化する役割が期待されます。

## (8) 区

区は、地域福祉に関するさまざまな施策を総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営する役割を担います。

また、区民が地域福祉活動を積極的に推進できるための基盤整備や、区民、町会・自治会等、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）、企業・商店・事業所・医療機関、社会福祉協議会が連携・協働していくためのしくみづくりなどを担っていく必要があります。

さらに、区の各分野の施策に対して、本計画と整合性をもって展開されるように調整を図っていきます。

